

資料1

学童保育はどのような施設か

- ① 学童保育は、共働き・一人親家庭の小学生（主に低学年）の子どもたちに、家庭に代わる「毎日の生活の場」を保障する施設。
- ② 学童保育は、日曜・祝日を除いて年間278日開設している。平日は、下校後から午後6時30分頃まで、土曜日や長期休業日は朝8時頃から午後6時30分頃まで開設。年間1600時間以上を過ごす（低学年児童の場合、小学校にいる時間は年間1100時間程度）。
- ③ 学童保育の役割のキーワードは、「毎日の継続した生活の保障」「安全で安心できる生活の保障」（指導員と子どもも、子ども同士の継続した人間関係のなかで、安心感・信頼感が生まれる）（「遊びの場」「体験や活動の場」とは異なる）
- ④ 学童保育の役割を果たすためには、次の3点の必要不可欠な要件

- ・毎日の生活の場としての学童保育専用の施設（室）
- ・子どもたちの生活と育ちに責任を持つ専任の指導員の配置
- ・学童保育で毎日生活する同じメンバーの子どもたち

（同じ場所、同じメンバーでいっしょに暮らすことで安心感のある生活がつくられる）



資料2 まだまだ足りない学童保育、現在の3倍は必要です

小学校で過ごす時間よりも長い時間を生活する施設だからこそ、
共働き・一人親家庭にとって大事な施設です

- 子どもが学校にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1140時間

平日は5時間授業が基本なので、在校時間は、8:30～14:30=6時間

学年ごとに授業時間が少しずつ異なることを考慮した。

$$\text{平日 } 198 \text{ 日} \times 6 \text{ 時間} = 1188 \text{ 時間} + (-79-40+40) \div 3 = 1142 \text{ 時間}$$

- 子どもが学童保育にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1650時間

$$(\text{平日}) 198 \text{ 日} \times (14:30 \sim 18:07 = 3 \text{ 時間} 37 \text{ 分}) = 716 \text{ 時間} + \{(79+40-40) \div 3\} = 742 \text{ 時間}$$

$$(\text{土曜日}) 49 \text{ 日} \times (8:20 \sim 17:34 = 9 \text{ 時間} 14 \text{ 分}) = 452 \text{ 時間}$$

$$(\text{長期休業日}) 47 \text{ 日} \times (8:09 \sim 18:03 = 9 \text{ 時間} 46 \text{ 分}) = 459 \text{ 時間} \quad \boxed{\text{合計 } 1653 \text{ 時間}}$$

学童保育は、学校よりも長い時間を過ごす「生活の場」です。子どもたちに安全で安心できる生活を保障する学童保育の役割は、いま、ますます大きくなっています。

○学童保育数は、1万8475か所 (2009年5月1日現在) *前年比 980か所増

○入所児童数は、80万1390人 *前年比 1万4507人増

○法制化後11年で、施設は8800か所増(1.9倍)、利用児童は47万人増(2.4倍)

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1993	7,516	231,500人	
1998	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行。1993年からの5年間で学童保育数は2,100か所増加し、入所児童数は10万人増加
2003	13,797	538,100人	1998年からの5年間で学童保育数は4,200か所増加し、入所児童数は20万人増加
2006	15,858	683,476人	2003年からの3年間で学童保育数は2,000か所増加し、入所児童数は15万人増加
2009	18,475	801,390人	2006年からの3年間で12万人増加。2009年は、市町村が大規模化させないために入所を抑制したので、潜在的な待機児童が増加

注) 全国学童保育連絡協議会調査。詳細な実態調査は5年ごとに実施。入所児童数の全数調査は、2006年から実施。それ以外は概数。

○ 学童保育は不足しており、入所できない子どもがたくさんいます(潜在的待機児童が多い)

① 学童保育のない小学校区が約3割あります。(住んでいる地域に学童保育がなく利用できない)

② 保育所を卒園した子どもの6割しか入所できていません。

保育所を卒園して小学校に入学した児童数約47万人のうちで、学童保育に入所した新1年生は約28万人であり、約6割にとどまっています。

③ 小学校低学年児童の6割は母親が働いてます。しかし、学童保育を利用できている子どもは2割です。働く母親を持つ子どもの3分の1しか利用できていません。

2008年の「国民生活基礎調査」によると、未子の年齢が6歳の児童の61.2%、7歳～8歳の児童の67.6%は母親が働いています。児童数にして約230万です。現在、学童保育に入所している低学年児童は約72万人です(8万人は高学年児童)。

資料3 大規模施設が半数以上、待機児童も1万人います

○ 適正規模は40人以下。71人以上の超大規模施設も2000か所以上あります

学童保育の適正規模は「40人程度まで」（厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」）が望ましいのですが、40人未満の学童保育はまだ半数以下です。

入所児童数の規模 (学童保育数)			
児童数	2003年調査	2009年調査	2003年比較
9人以下	4.2%	630 (3.4%)	— 0.8%
10人-19人	11.8%	2078 (11.3%)	— 0.5%
20人-39人	40.2%	6314 (34.2%)	— 6.0%
40人-70人	35.3%	7316 (39.6%)	+ 4.3%
71人-99人	7.3%	1667 (9.0%)	+ 1.7%
100人以上	1.2%	470 (2.5%)	+ 1.3%
合計	100.0%	18475 (100.0%)	

40人以上の施設数
9453か所
(51.1%)

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の4分の1に及びます。それは、適正規模である40人未満の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

○ 大規模化は、子どもたちに深刻な影響を与えています

「事故や怪我が増える」「騒々しく落ち着かなくなる」「とげとげしくなる」「ささいなことでケンカになる」「おとなしい子は放っておかれる」「指導員の目が行き届かない」「遊びや活動が制限される」などなど。「行きたくない」「退所したい」という子どもが増えててしまいます。

国民生活センターの「学童保育の安全に関する調査研究」(2008年度)は、規模が大きくなるほど通院・入院日数が長い事故・ケガが増えると指摘しています。

○ 学童保育は、家庭と同じように過ごせる「生活の場」として適正規模が必要です

学童保育は、一人ひとりの子どもに安全で安定した安心感のある生活を保障する施設です。指導員は一人ひとりの子どもを対象に、人間的な関わり、援助や働きかけを行う必要があります。大規模化したところでは指導員を増やしても、一人の指導員が全員の子どもたちを見なければなりません。

◆全国学童保育連絡協議会「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」(2003年6月)

「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」

◆厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」

待機児童数は約1万人 ー しかし、正確な把握はできていません

2009年5月現在、347市区町村に9257人の待機児童がいます（全国学童保育連絡協議会調査）。

しかし、保育所のような定員制や入所申し込みシステムが確立されていないため、「待機児童」の把握は正確には行えません。これは、「最低基準」や「定員」などが決められていない現在の国の制度の不備から生じている問題点です。

現在、定員制をとっている学童保育は多くありません。行政に申し込む公営とは違って、民営の学童保育は各施設（運営主体）に申し込みを行います。その申し込み方法は各施設ごとで決めており、書類申請をする前に入所を断られる場合も少なくないため、「待機児童」としてカウントされないケースも少なくありません。

資料4 学童保育の運営主体は「父母会」も多い（3割） 開設場所は小学校内がもっとも多い（5割）

●運営主体別の学童保育数（どこが運営しているのか）

公立公営が減少し、地域運営委員会方式（注）や保護者等がつくるNPO法人が運営する学童保育が増えています。民間企業が運営する学童保育は少しずつ増えていますが、まだ多くはありません（2008年は114か所、2009年は146か所。ほとんどは自治体からの補助を受けています）。

「父母会運営」「地域運営委員会方式で実質は父母会が運営」「父母会がNPO法人を取得して運営」など、預けている保護者自身が運営している学童保育は3割あり、公営の4割強について数が多くなっています。

（注）地域運営委員会の運営とは：地域の役職者（校長、自治会長、民生・児童委員など）の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式ですが、日常の運営は父母会が行っているところがほとんどです。

学童保育の運営主体

運営主体	か所数	割合	2007年比	備考
公立公営	7,769	42.1%	－2.1%	市町村が直営している
社会福祉協議会	2,018	10.9%	－0.4%	半数は行政からの委託（1171か所）
地域運営委員会	3,415	18.5%	＋1.7%	多くが行政からの委託（2396か所）
父母会	1,429	7.7%	－1.3%	行政からの委託が多い（880か所）
法人等	3,480	18.8%	＋2.4%	私立保育所（約950か所）、私立幼稚園（約200か所）保育所を除く社会福祉法人（約630か所）、保護者がつくるNPO法人（約830か所）、民間企業（約146か所）など
その他	364	2.0%	－0.3%	
合計	18,475	100.0%		

●開設場所別の学童保育数（どこで実施しているのか）

開設場所は、余裕教室が最も増えており、学校施設内が全体の半数になっています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上が公設です。

最も劣悪な環境にある民家・アパートは毎年減っていますが、まだ全体の7%あります。民家・アパートの利用が多い市町村は、横浜市（163）、大阪市（109）、さいたま市（50）、札幌市（49）、名古屋市（46）など、政令指定都市に多く、次いで、函館市（26）、山形市（23）、金沢市（22）、平塚市（20）などとなっています。

開設場所

開設場所	箇所数	割合	2007年比	備考
学校施設内	9,220	49.9%	＋2.3%	余裕教室活用（4,988） 学校敷地内の独立専用施設（3,510）など
児童館内	2,631	14.2%	－1.6%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,378	7.5%	＋0.1%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,886	10.2%	－0.7%	公民館内（423） 公立保育園内・幼稚園内（357） その他の公的な施設内（1,053）など
法人等の施設	1,267	6.9%	＋0.2%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,284	6.9%	－0.4%	保護者が借りたアパート・借家など
その他	809	4.4%	0%	自治会集会所・寺社など
合計	18,475	100.0%		

*運営主体・開設場所ともに2009年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会調べ。

資料5 条件整備は市町村や施設によって大きな格差がある しかも、市町村の関与が弱い（質的拡充の課題）

① 学童保育の設置率は市町村、都道府県で大きな格差がある

市町村によって大きな格差がある設置率（上位・下位5自治体比較）

政令市の設置率

	市町村名	設置率
上位	さいたま市	152.0%
	岡山市	119.4%
	北九州市	110.7%
	神戸市	110.1%
	広島市	107.8%
下位	浜松市	80.9%
	名古屋市	72.4%
	大阪市	57.9%
	横浜市	55.8%
	川崎市	11.4%
政令市平均		84.9%

中核市の設置率

	市町村名	設置率
上位	高知市	153.5%
	岐阜市	137.5%
	西宮市	135.7%
	高松市	134.5%
	船橋市	124.1%
下位	岡崎市	76.0%
	豊田市	75.0%
	秋田市	59.6%
	郡山市	55.2%
	いわき市	48.6%
中核市平均		98.0%

都道府県の設置率

	都道府県名	設置率
上位	東京都	112.9%
	埼玉県	109.8%
	茨城県	102.1%
	沖縄県	100.7%
	群馬県	100.0%
下位	愛媛県	49.7%
	和歌山県	48.5%
	鹿児島県	48.3%
	徳島県	47.8%
	高知県	47.3%
全国平均		82.2%

（全国学童保育連絡協議会、2009年調査）

② 学童保育の設置・運営基準がないなど公的な関与や責任が弱い

学童保育は、育ち盛りの子どもたちが長時間過ごす毎日の「生活の場」です。子どもたちが安全に心身ともに健やかに育つことができる生活が保障されなければなりません。

そのためには、事業目的・対象児童・適正規模・職員配置基準・施設基準・開設時間・事業内容・安全対策等について、設置・運営基準が定められる必要がありますが、国も、大半の市町村も作っていません。これは、大きな地域格差と施設・設備の貧困を生む要因となっています。

運営基準やガイドラインの策定の有無

選択肢	割合
自治体として「最低基準」を定めている	9.0%
自治体として「運営基準」を策定している	29.8%
自治体として「ガイドライン」を策定している	2.9%
特にない	58.3%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

市町村の実施責任の状況

市町村の関与の仕方	割合
公立公営で実施	42.1%
委託事業〃	35.2%
補助事業〃	10.4%
指定管理者制度〃	9.3%
補助なし〃	1.0%
その他	2.0%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2009年調査）

③ 学童保育が適正規模で整備されていない

国もそうですし、市町村でも、適正規模が定められていないところが大半です。そのため、大規模化が急激に進行しています。

入所児童数の規模（学童保育数）

児童数	2003年調査	2009年調査	2003年比較
9人以下	4.2%	630 (3.4%)	— 0.8%
10人-19人	11.8%	2078 (11.3%)	— 0.5%
20人-39人	40.2%	6314 (34.2%)	— 6.0%
40人-70人	35.3%	7316 (39.6%)	+ 4.3%
71人-99人	7.3%	1667 (9.0%)	+ 1.7%
100人以上	1.2%	470 (2.5%)	+ 1.3%
合計	100.0%	18475 (100.0%)	

40人以上の施設数

9453か所
(51.1%)

（注）児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の4分の1に及びます。それは、適正規模である40人未満の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

資料6 条件整備は、市町村や施設によって大きな格差がある しかも、全体として貧困な状況（質的拡充の課題）

（指導員に関わる現状と課題については資料6～8を参照）

① 施設・設備は「生活の場」としては貧困（資料3を参照）

全体の8割を超える「公設」の学童保育も、未だに貧困な施設、設備、環境におかれています。最も数の多い小学校の余裕教室活用は、改修することなく間借り的に利用している場合が多く、しかも、ほとんどが1教室分です。さらに、劣悪な環境の民家・アパート利用もまだ1割弱あります。

② 開設日・時間は延びているが、まだ不十分

ほとんどの学童保育は長期休業中も開設しています。平日の終了時刻(子どもの帰宅時刻)の分布
土曜日を閉所している自治体がまだ2割以上あります。

開設時間は、下校時の安全確保のためなどを理由に保護者のお迎えが増え、終了時刻が延びていますが、2007年調査ではまだ3割が午後6時以前に終了しています。

保護者がお迎えにいくことが可能な終了時刻にする必要があります。

終了時刻	割合
5:00以前に終了	7.7%
5:30～5:59	9.4%
6:00に終了	48.5%
6:30～6:59	20.4%
7:00以降に終了	14.0%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

③ まだ多くの公営では小学校低学年までが対象

市町村によって入所が可能な学年は異なっています。「3年生まで」と「6年生まで」は半々です。保護者の願いは、「必要としている子どもは6年生まで入れるようにしてほしい」です。

入所できる学年	割合
3年生までした入所できない	46.8%
6年生まで入所できる	46.2%
その他(4年生まで入所できる)	7.0%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2007年実態調査）

何年生まで入所できるのが良いか		
1年生まで	3人	0.1%
2年生まで	7人	0.3%
3年生まで	355人	15.2%
4年生まで	476人	20.4%
5年生まで	49人	2.1%
6年生まで	1352人	58.1%
その他	87人	3.8%
合計	2329人	100.0%

（2002年12月保護者アンケート調査、全国学童保育連絡協議会）

④ 障害のある子の入所は増えているものの条件整備は遅れている

障害のある子の入所要求は強くあります。

障害児の入所状況

障害児の受け入れ状況	2007年調査
受け入れ学童保育のある市町村数	約1100市町村(67.7%)
受け入れている学童保育数	約6300か所(37.8%)
受け入れている障害児数	約12700人

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

⑤ 施設や市町村によって大きく異なる保育料額、減免があるのは半数だけ

増えている保育料負担

月額の保育料額	03年調査	07年調査
5000円未満	49.1%	41.8%
5000円～10000円未満	40.3%	46.4%
10000円～15000円未満	9.4%	10.1%
15000円以上	1.2%	1.7%

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

市町村として保育料の減免があるか

保育料の減免の有無	割合
減免がある	50.7%
減免はない	48.0%
その他	1.3%
合計	100.0%

（同左）

資料7 重要な役割を果たしている指導員についての認識が不十分 指導員の仕事の重要性が認識されていません

●学童保育には、子どもの安全を守り、健全な育成を図る専任の指導員が配置されています。指導員には次の仕事があります。

- (1) 子どもの健康管理・安全管理
- (2) 一人ひとりの子どもの生活の援助
- (3) 集団での安定した生活の維持
- (4) 遊びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助、働きかけ
- (5) 家庭との連携（子どもの状況把握、家庭との連絡・相談）
- (6) 学校との緊密な連携および地域の生活環境づくり

これらの仕事を通して、一人ひとりの子どもたちが学童保育を毎日の生活の場として受けとめ、よりどころとして実感できるようにすることが指導員の仕事です。

この仕事を円滑に具体的にすすめていくために、記録をとったり、指導員同士の打ち合わせや話し合いを持ったり、生活環境を整えたり、家庭や学校との連絡や保育に入る前の準備などの、具体的な仕事・実務を行っています。

●厚生労働省が作成した「ガイドライン」によって、国として初めて指導員の仕事を示した

6 放課後児童指導員の役割

- (1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。
 - ①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮。
 - ②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止。
 - ③保護者との対応・信頼関係の構築。
 - ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護。
 - ⑤放課後児童指導員として資質の向上。
 - ⑥事業の公共性の維持。
- (2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。
 - ①子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
 - ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
 - ③子どもが宿題・自習等の学習活動が自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
 - ④基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
 - ⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
 - ⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
 - ⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

（厚生労働省 2007年10月19日策定「放課後児童クラブガイドライン」より）

しかし、「放課後のわずかな時間、ケガなく見ていればよい仕事」「子どもを遊ばせている楽な仕事」「誰にでもできる簡単な仕事」などという誤解もあり、仕事に対する認知は遅れています。

資料8 「継続的な勤務、専門性、知識の向上を進める」 (長妻厚生労働大臣、山井政務官の答弁から)

衆議院予算委員会（2010年2月26日） 長妻厚生労働大臣、山井政務官の答弁から

＜放課後子どもプランについて＞

- ・「放課後子どもプラン」の推進には、「学童保育の質の確保が前提」（山井政務官）
- ・「放課後児童クラブガイドラインというのが基礎にある」（長妻厚生労働大臣）

＜学童保育指導員について＞

- ・「継続的な勤務、そして専門性、知識の向上ということについては、今後とも我々としては進める立場にある」（長妻厚生労働大臣）
- ・「学校の先生とまさるとも劣らない専門性がこれから必要となってくるのではないか」（山井政務官）

2010年2月26日、衆議院予算委員会第5分科会で学童保育の問題で取り上げられました。

質問のひとつは、今度の「子ども・子育てビジョン」で、「放課後子どもプラン」について放課後子ども教室事業と学童保育が「連携」して推進するとなっている点について、一体化すべきではない立場から、「一体化はなくしたのか」というものでした。

答弁に立った山井政務官は、「プランの実施方法の主旨は変更したのではない」が、「委員のおっしゃる意味は、良く理解しております」と答弁しました。また、長妻厚生労働大臣は、「当然、放課後児童クラブとしての質が確保」されていることを前提としたものであり、質の確保のためには「放課後児童クラブガイドラインというのが基礎にある」との認識を示しました。

また、もう一つの質問は、指導員について、指導員の仕事には専門性があり、継続的に勤務できるようにしなければならないという立場から、政府の考えをただしました。

長妻厚生労働大臣と山井政務官から、次のような答弁がありました。

- 「余りご存じない方は、子供と遊ぶ方だという認識程度の方もいるかもしれませんけれど、小学校一年から三年ぐらいの子供を、本当に親がわりで、今いったような非常にデリケートな心を持っておられる時期でありますので、非常に専門的な知識も必要だ、大変な仕事だと一言で言えば思います」（長妻厚生労働大臣）
- 「ある意味で学校の先生とまさるとも劣らない専門性というのがこれから必要となってくるのではないか」（山井政務官）
- 「継続的な勤務、そして専門性、知識の向上ということについては、今後とも我々として進める立場にある」（長妻厚生労働大臣）
- 「継続して、プロの仕事としてやっていけるようにしていかなければならない」（山井政務官）

資料9

指導員はフルタイム勤務で働く時間は長く、子どもが帰ってくる前の仕事も多い

全国学童保育連絡協議会は、2009年3月に、指導員の勤務時間数と仕事内容についての調査を行いました。以下が、運営形態と雇用形態の異なる市町村を抽出し（15市町）、その市町村に勤務する指導員にアンケートをした結果です。

●年間2000時間に及ぶ指導員の勤務時間

調査対象とした地域の指導員の2008年度の年間勤務時間数は次の通りです。

- ①公立公営・正規職員…… 東京都A区（2082時間）東京都B区（2085時間）
- ②公立公営・非正規職員…… 大阪府C市（1464時間）広島県D市（1487時間）
- ③公設社協委託（非正規職員）…… 兵庫県E市（1567時間）埼玉県F市（1765時間）
- ④公設・父母会等の運営（正規職員）…… 埼玉県G市（2190時間）三重県H市（1775時間）大阪府I町（2134時間）福岡J市（2017時間）

- ⑤民設・父母会等の運営（正規職員）…… 北海道K市（2115時間）神奈川県L市（2016時間）愛知県N市（2002時間）兵庫県M市（1899時間）

少なくない地域で、年間勤務時間は2000時間を超えていました。

公立公営・非正規職員の勤務時間が短いのは、「週30時間以内」に制限されているためです。

平日でも、子どもが学校から帰ってくる前に行う必要のある仕事は多く、午前中から勤務している地域も少なくありません。

●子どもがいない時間に行っている必要な仕事も多い（多くに共通しているもの）

子どもが学校から帰ってくる前に行っている仕事で共通していたものは次の通りです。

保育打ち合わせ（ミーティング・保育カンファレンス）、今日の流れや仕事の確認、おやつ準備（買い出し・食器洗い・お茶沸かし）、掃除（トイレ・玄関・外回り）・洗濯（タオル等）、おたより作成、金銭管理（帳簿等）、事務作業、報告書作成、父母会準備、書類整理（児童票・行政提出書類・保険請求書類等）、出席簿管理、業務日誌つけ、連絡（行政・学校・保護者など）、行事の準備・打ち合わせ、壁面装飾、誕生カード作成など。

●子どもが家庭に帰ってからしている仕事（多くに共通しているもの）

子どもが家庭に帰ってから行っている仕事もあります。共通していたのは次の仕事です。

出席簿の点検・確認、業務日誌つけ、その日の振り返り（職員同士で）、気になった子どものことの情報共有、その日のうちに保護者に連絡することの確認と連絡、明日の予定の確認と必要な準備、清掃・片付け・ゴミ出し、洗濯、戸締まり、など。

●夜や日曜日に保護者と連絡をしたり、相談を受けるなどの仕事も多い

アンケートに回答した指導員の半数以上が、「夜や日曜日等の勤務時間外に保護者と連絡をとったり、相談を受ける」と答えています。頻度は、「月1～2回」が最も多く、次いで「月3～9回」。連絡・相談の時間は、5分程度のものから1時間以内のものが多くありました。連絡や相談の内容は、「子どものケガ・事故・病気等」についてがもっとも多く、次いで「子ども同士のトラブルや友達関係」「保護者から子どもについての相談」が多くありました。

資料10

指導員の働く条件は劣悪で、3年間で半数が退職する 指導員の交代は子どもの生活と育ちに直接影響します

●全国に約6万人以上いる指導員。その7割は教師や保育士の資格を持っています

- ◆ 1施設の平均入所児童数は44.7人、平均指導員数は3.86人

2007年調査によると、全国で働く指導員は約6万4300人います

- ◆ 70%の指導員は保育士または教諭などの資格を持っています (2005年指導員の実態調査より)

国にはまだ公的な資格制度はありません。私たちは公的資格制度の創設、養成機関の整備を求めています。

●多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪です

- ・午後からの勤務で、打ち合わせや準備の時間も保障されていません。
- ・運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いています。
- ・専任配置ではなくローテーション勤務のところもあります。

- ◆ 半数の指導員は年収150万円未満

150万円未満 (52.7%) 150万円以上300万円未満 (38.3%) 300万円以上 (9.0%)

- ◆ 勤続年数が増えても賃金はあがらない (53.3%) 1年契約の非正規職員が多いため

- ◆ 指導員の待遇は依然として改善されていない

退職金がない (71.3%) 社会保険がない (37.5%)

一時金がない (58.0%) 時間外手当がない (35.4%)

- ◆ 正規職員は少なく、多くが非正規職員 (非常勤・臨時・嘱託・パートなど)

公営で正規職員は2600人 (4.0%)

公営で非正規職員は2万8400人 (44.2%)

民間運営で正規職員は1万4500人 (22.6%)

民間運営で非正規職員は1万8800人 (29.2%) 合計6万4300人 (100.0%)

- ◆ 公立・民間あわせても、勤続1年～3年の指導員が半数を占めています

学童保育の急増もひとつの理由ですが、安心して働き続けられる条件が劣悪なことが最も大きな理由です。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっています。最近では欠員が生じている地域もあります。

- ◆ 指導員の研修をしている市町村はまだ3割です。

- ◆ 指導員のなり手がない「欠員」地域が増えています (2008年調査で1割)

国の補助単価が、非常勤職員の「賃金」と「謝礼金」で計算されていることが問題です

2003年度の厚生労働省の学童保育の補助金の補助単価は次のように算定されています。

1 賃金 (非常勤) 135万6000円 (平日1日4500円、学校休業日1日6000円、年間281日)

2 諸謝金 117万8000円 (平日1日3900円、学校休業日1日5200円、年間281日)

3 その他 47万1000円 (教材費・図書費・消耗品・備品・通信費等)

* 1～3の合計の300万5000円で1施設が運営できると計算し、その半額は保護者負担を見込むので、補助単価は150万2500円

国の補助単価が実態と大きく乖離している理由は、このように指導員の入件費が低く計算されているためです。

資料11

学童保育数、補助金、国の施策の推移

年	学童保育数	前年比	国庫補助総額(万円)	国庫補助対象数	国の施策の動き
1966					文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515				
1970	1,029				
1971					文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	725	都市児童健全育成事業が創設(児童館が整備されるまでの過渡的な期間、学童保育に補助するもの)
1977			1億0800	925	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1980	3,938		1億4969	925	
1981	4,288	350	1億5643	925	
1982	4,739	451	2億1862	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	2,142	都市児童館事業廃止
1987	5,938	189	4億0168	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	2,580	
1990	6,708	398	6億1643	2,726	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	2,966	放課後児童対策事業が誕生(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換)
1993	7,516	…	14億0643	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくる)
1996	8,514	371	24億1673	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	6,900	児童福祉法改正で学童保育を法制化。第2種社会福祉事業に位置づけ。
1998	9,627	597	46億4644	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	11,600	障害児加算は障害児2名から緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	12,400	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	13,200	10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育問題で集中審議
2006	15,858	549	111億8100	14,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプランの創設」に合意。
2007	16,668	810	158億5000	20,000	厚生労働省と文部科学省連携による「放課後子どもプラン」スタート。学童保育の箇所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。厚生労働省が初めてガイドラインを作成
2008	17,495	827	186億9400	20,000	『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、仕事と生活の調和行動指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法で学童保育整備目標を「参酌標準」化。長時間開設加算変更、障害児受入促進で単価倍増
2009	18,475	980	234億5300	24,153	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度のあり方の見直しが始まる
2010	これから調査		274億2000	24,872	政府が「子ども・子育てビジョン」を策定。学童保育利用児童を5年間で30万人増などの目標を設定。「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」で学童保育制度の見直しも検討。児童数40人前後の学童保育への補助金を大幅増額し適正規模へ移行促進

資料12 学童保育が法制化されて11年経ちましたが、実態が問題山積しているのは、法制度が不十分なためです

学童保育は、学童保育関係者の切実な願いと取り組みによって、1997年に児童福祉法に位置づけられ、国や自治体に一定の責任がある事業とされました。

そこでは、学童保育の目的は「生活の場を与えて健全な育成を図る」とされ、遊び場を提供する事業と異なる制度として位置づけられています。

＜児童福祉法の精神＞

[児童福祉の理念]

第1条 ①すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

[児童育成の責任]

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

学童保育は「生活の場」を保障する施設

第6条の2第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

●不十分な制度のままで今に至っています

しかし、学童保育は法制化されたものの、不十分な内容の制度であったために、今日でも量的にも質的に大きな問題を抱えています。資料1～9に示したように、市町村や施設によって大きな格差があり、しかも実態としてたいへん貧しく、課題が山積みなのは、国の制度が不十分であることが大きな要因となっています。国の制度の抜本的な改善・拡充が必要です。

国の学童保育制度の問題点

学童保育は、国や自治体に一定の責任が生じる児童福祉法に法的根拠がありますが、制度の内容は、保育制度と比べてたいへん不十分なものです。

① 公的責任があいまいです

市町村には、学童保育の「利用の促進」への努力義務だけしかありません。

② 最低基準がつくられていません

児童福祉施設ではなく児童福祉事業という位置づけなので、法的に最低基準が決められていません。国がつくった「放課後児童クラブガイドライン」(2007年)には法的拘束力はありません。

③ 予算措置があいまいで、補助金もたいへん少ない金額です

学童保育の補助金は法的に決められた予算措置ではない「奨励的な補助金」で、しかも、その金額は実際に必要な金額と比べてとても少ないものです。

さらに、少なくない市町村が国の定めた不十分な施策や予算の範囲でしか学童保育の実施や補助を行っていません。こうした問題点のおおもとには、学童保育の役割や必要とされる条件整備に対する、国や自治体の理解がたいへん不十分であるという現状があります。

資料13 国の補助金は、総額・補助単価ともに少額です

2010年度 放課後児童健全育成事業予算

- 総額 274億2000万円 (前年比39億6700万円増)
- 運営費補助 234億8500万円 (前年比58億6300万円増)
- 対象数 2万4872か所分 (前年比719か所増)
- 施設整備費 38億1100万円 (前年比マイナス18億5700万円増)

放課後児童健全育成事業の補助金の推移 単位:円

	2007年度	増減	2008年度	増減	2009年度	増減	2010年度
総額	158.49億	28.45億増	184.94億	47.59億増	234.53億	39.67億増	274.20億
運営費	138.45億	22.87億増	161.32億	14.90億増	176.22億	58.63億増	234.85億
施設整備費	18.14億	5.50億増	23.64億	33.04億増	56.68億	18.57億減	38.11億

(全国学童保育連絡協議会作成)

「放課後児童クラブガイドライン」で示した「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」を実現するために方法として、初めて40人程度の補助単価を大幅に引き上げました。一方、2010年度から廃止するとしていた「71人以上」への補助金は、減額して存続させました。

放課後児童健全育成事業の補助単価 (補助率1/3 注3) 単位:円

		2009年度 (250日の基準開設日数)	2010年度 (250日の基準開設日数)	増額	2010年度 290日の場合(注1)
児童数区分	10人～19人	995,000	1,041,000	46,000円増	1,561,000
	20人～35人	1,630,000	1,885,000	255,000円増	2,405,000
	36人～45人		3,026,000	600,000円増	3,546,000
	46人～55人	2,426,000	2,873,000	447,000円増	3,393,000
	56人～70人		2,719,000	293,000円増	3,239,000
	71人以上	3,222,000	2,566,000	−656,000円	3,086,000
特例分	開設日数 200日～249日	児童数20人以上 (10人～19人は対象外)	1,814,000		
長時間開設加算	平日分	1日6時間を超える場合 215,000円×18時を越える時間数 (前年比 13000円増)			
	長期休暇等分	1日8時間を超える場合 97,000×1日8時間を超える時間数 (前年比 6000円増)			
市町村分	放課後児童 クラブ支援事業 (注2)	(1) ボランティア派遣事業(4事業) 1事業当たり年額 463,000円×事業数 (前年比 9000円増)			
		(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (前年比同額)			
		(3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,472,000円×か所数 (前年比51,000円増)			
都道府県等分	放課後児童指導員等資質向上事業費	都道府県・指定都市・中核市 1か所当たり 950,000円 (前年比同額)			

(補助金交付要綱をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成)

- (注1) 開設日数に応じて加算があり、1日増える毎に1万3000円加算される。300日が限度。実施調査で
最も多い290日開設の場合、40日×13000円=520,000円が加算される。
- (注2) 放課後子どもプラン実施支援等事業（「放課後子どもプラン」未実施市町村に取り組みを促すため
の補助、1市町村当たり年額750,000円）は2010年度からなくなった。
- (注3) 補助率1/3とは、上記の補助単価を、国と都道府県と市町村が1/3ずつ負担する。政令指定都
市・中核市は、都道府県負担分がなく、2/3を負担する。

学童保育の施設整備費の補助単価(2010年度予算)

●施設整備費 38億1100万円 (前年比マイナス18億5700万円)

●内訳 *補助単価額は2009年度と同額

①創設費補助（学童保育専用の施設の建設費） 補助単価2150万円

②放課後子ども環境整備事業

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ・放課後児童クラブ設置促進事業（余裕教室等の既存施設改修費） | 補助単価700万円 |
| ・放課後児童クラブ環境整備改善事業（設備整備費） | 補助単価100万円 |
| ・放課後児童クラブ障害児受入促進事業 | 補助単価100万円 |

●2008年度から設置主体等制限の緩和

①の補助金の対象は、市町村または、財団法人、社団法人、社会福祉法人

②の補助金の対象は、市町村または、社会福祉法人その他（父母会やNPO法人も含む）

1施設年間当たり500万円前後で運営できると想定していることが問題

しかも、国の補助金の負担額は、その6分の1だけです

国の補助金の単価は、児童数20人～35人規模の学童保育が年間500万円前後で運営できるという想定のもと、その半額の240万円程度しか出されていません（残りの半額は保育料から支出することを想定）。国はその補助単価の3分の1（約80万円）しか負担しておらず、残りは都道府県と市町村が3分の1ずつ負担しています。

学童保育の運営経費は、指導員の人工費が大半です。常勤職員を配置している学童保育では、少なくとも1000万円以上は必要です。東京都内では2500万円前後のところも少なくありません。

[参考] 学童保育の補助金がいかに少ないか。保育所と比べてみると……

学童保育への運営費補助は234億円、民間保育所への運営費国庫支出金は約4060億円

学童保育と民間保育所の比較

学童保育(2009年度)		民間保育所(2009年度)		民間保育所と比べて 学童保育は
施設数	1万8475か所	施設数	1万1282か所	約1.6倍
入所児童数	約80万人	入所児童数	約118万人	約3分の2
指導員数	約7万人	保育士数	約18万人	約3分の1
1施設当たりの支出額	約95万円	1施設当たりの支出額	約3014万円	約33分の1
児童1人当たり支出額	約2万2200円	児童1人当たり支出額	約28万8000円	約13分の1

*公立保育所の運営費は一般財源化されて国から市町村に配分されていますので、含まれていません。

5. 少子化対策について

(1) 少子化対策特別部会の議論の整理について

- 少子化対策としては、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、保育・放課後児童クラブ・地域の子育て支援をはじめとするサービスの抜本的拡充が必要。
 - 少子化対策は、持続可能な我が国の社会を構築するための「未来への投資」であり、社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援のための包括的・一元的な制度づくりが必要。
- ①育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障
すべての子育て家庭への支援 → 子育て支援サービスのための包括的元的な制度を構築

ポイント① 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

- 子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築
すべての子育て家庭への支援

- 少子化対策としては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本として、仕事と子育ての両立を支援する給付を組み合わせる。その際、ライフステージ、働き方に応じ、育児休業～保育サービス～放課後対策への切れ目のないサービス等が保障され、すべての子育て家庭に対し、必要となる子育て支援が提供されることが必要。
 - ・保育サービスの質的・量的拡充
 - ・放課後児童クラブの質的・量的拡充
 - ・すべての子育て家庭に対し、必要な子育て支援サービスが提供される仕組み

ポイント③(続き)

○ 放課後児童クラブの量的・質的拡充

- ・質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源保障を強化し、人材確保のための処遇改善が必要。
- ・市町村の実施責任、保障の仕組みの強化、質を確保するための緩やかな基準の必要性、人材確保のための処遇改善等を検討。

参考資料 2009年総選挙 各党の学童保育関係の政策(マニフェストから)

●民主党……「インデックス2009（政策集）」から <学童保育の拡充>

安全・安心な子どもの居場所づくりのために、学童保育を拡充します。家庭と同じようにすごせる居場所としての学童保育を、適正な規模で、専門の指導員のもと、希望するすべての小学生が入れるように整備します。

●自民党……放課後児童クラブのより一層の量的・質的向上だけでなく、待機児童が多い地域における自治体の支援についても支援

●公明党……「放課後子どもプラン」のさらなる充実

●日本共産党……希望者全員が入所できるよう学童保育を抜本的に拡充

●社会民主党……良質な保育や学童保育を増やし、子どもの育ちの場を保障。保育料の無料化を進める

資料15

政府の新しい政策「子ども・子育てビジョン」

学童保育利用児童を5年間で30万人増にする

1月29日の鳩山首相の施政方針演説……『子ども・子育てビジョン』に基づき、新たな目標のもと、待機児童の解消や幼保一体化による保育サービスの充実、放課後児童対策の拡充など、子どもの成長を担うご家族の負担を、社会全体で分からち合う環境づくりに取り組みます。

「子ども・子育てビジョン」 学童保育関係部分の抜粋

第4 目指すべき社会への政策4本と12の主要施策

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

・放課後子どもプランを推進し、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらのサービスの質の向上を図ることにより、放課後対策に取り組みます。

別添1 施策の具体的な内容

«放課後対策に取り組む»

□「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

・「放課後子どもプラン」などの取組について、全小学校区での実施を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施する総合的な放課後児童対策を推進します。

□放課後児童クラブの充実

・就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ります。対象児童（小学校1～3年）のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、平成29年度には40%に達すると見込まれていますが、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指します。また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

別添2 施策に関する数値目標

項目	現状（平成20年度）	目標（平成26年度）
放課後子どもプラン		「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す（平成24年度）
放課後児童クラブ	81万人	111万人
放課後子ども教室	8719か所	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す（平成24年度）

＜参考＞

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付に必要な社会的追加コストの機械的試算

追加所要額：約0.7兆円（平成26年度）

放課後児童クラブ + 約300億

施設整備費 放課後児童クラブ + 約100億

公的責任による学童保育制度の抜本的な拡充と 予算の大幅増額を求める要望書

1 【学童保育制度の改革に関する要望】

児童福祉法を改正し、市町村の実施責任を明確にして、運営の安定性・継続性を保障する制度に拡充することを要望します。

- (1) 児童福祉法を改正し、学童保育を児童福祉施設として位置づけ、「公的責任」「最低基準」「財政措置」を明確にしてください。
- (2) 市町村の実施責任を明確にした制度としてください。
- (3) 学童保育の継続的・安定的な運営が妨げられる方向の制度改革はやめてください。
- (4) 国の財政措置が強化される制度としてください。

2 【学童保育の最低基準に関する要望】

学童保育の質の確保のために、「最低基準」を定めて、条件整備を図ってください。

- (1) 学童保育施設は、最低基準を決めて「生活の場」にふさわしく整備してください。
- (2) 指導員の配置基準を決めて、常勤配置ができる制度を要望します。
- (3) 指導員の公的資格制度を創設し、養成機関を整備してください。
- (4) 「最低基準」を定める際は、現在ある学童保育が切り捨てられないよう、全体の底上げを図りつつ定めてください。
- (5) 学童保育の質の確保のために、学童保育の保育指針を策定してください。

3 【2011年度予算に関する要望】

学童保育の運営に必要な補助金の創設と補助額の大幅な増額を要望します。

- (1) 地方自治体の負担軽減のために国の負担率を大幅に引き上げることや特別な財政措置を図ってください。
- (2) 運営費の補助単価は、大半を占めているのは指導員の人事費ですが、指導員が「常勤配置」できるように大幅に引き上げてください。
- (3) その他、施設整備や運営費に含む補助項目、障害児受入のための補助金など、補助金に関する細部の要望は別紙1の通りです。補助金の内容や補助額を実態に見合って改善してください。

4 【政府の政策方針に関する要望】

- (1) 「子ども・子育てビジョン」に示されているように、学童保育の量的な拡大、質的な拡充を確実に図ってください。
 - ① 「子ども・子育てビジョン」で掲げた学童保育の整備目標の着実な実現を図ってください。
 - ② 「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、充実してください。(詳細は別紙2)
- (2) 「放課後子どもプラン」は、二つの事業の「一体化」ではなく、それぞれの事業の拡充と連携を進めるものに見直してください。
 - ① 「放課後子ども教室」等との「一体的運営」ではなく、それぞれの拡充を図ること。
 - ② 放課後の児童対策は、二つの事業に限らず、総合的なものとして推進してください。
 - ③ 政府が検討している「子ども家庭局(省)の設置」にあたっても、学童保育の拡充が図られることを要望します。
- (3) 政府が進める「児童手当廃止」や「地域主権」に関わっては、学童保育の拡充が図れるようにしてください。
 - ① 児童手当が廃止されても、学童保育の補助金の確保と抜本的な増額をお願いします。
 - ② 学童保育の補助金は「廃止・一括交付金」化はせずに、固有の予算措置を図ること。

学童保育(放課後児童クラブ)の量的拡大・質的拡充を図るために

公的責任による制度の抜本的な拡充と 予算の大幅増額を要望します

1 現在の国の学童保育の制度には、三つの問題点があります。 量的拡大・質的拡充を図るために、制度の抜本的な見直しをお願いします。

① 学童保育を推進するための公的責任が弱い

→ 市町村の実施責務の強化を図ることが必要です

- ・現在の制度は「市町村の利用の促進の努力義務」のみ。
「市の広報で児童募集があることを知らせる」だけでも良いことになっている。
- ・このことが、市町村間に量や質の格差が生じる原因となっている。

★ 都市部や地方など、「地域の実情」に応じて考えなければならないのは「量」の問題であって、「質」の問題ではありません。

★ 子どものために保障しなければならない「質」は、都市部や地方によって変わるものではありません（「子ども」「子どもの生活」「子どもの成長」は地域によって異なるものではありません）。

※ 学童保育の「質」の善し悪しを決めるのは、「保育時間」だけではなく、「指導員の仕事の質」「保育内容の質」です。「子どもの最善の利益」を保障する立場から、「学童保育の質」を考え、どの学童保育でも最低限の質が確保できる制度をつくってください。

② 最低基準が決められていない

→ 一定の水準を確保する「基準」が必要です

- ・最低基準だけでなく監督基準もない。国の「ガイドライン」ができたが拘束力がない。
- ・施設の広さ・職員配置・職員の資格は、子どもの生活と育ちを守るために欠かせない。

③ 国の補助金は奨励的であり、実際の運営費と比べても大きな乖離がある

→ 学童保育の維持・拡充を確実に保障するための「安定的で十分な財政措置」が必要です

- ・学童保育の量的拡大と質的拡充を図るには、市町村ががんばってくれることが肝心です。国として、市町村が積極的に学童保育を整備していくことができる制度と予算措置が必要です。

2 「子ども・子育て新システム検討会議」の「基本的方向」(4月27日)には、私たちが危惧する点があります。学童保育が本当に拡充される内容での制度構築をお願いします。

① 「市町村の自由裁量に任せる」ことに対する危惧

- ・これまでの国の制度そのものが市町村任せで、格差ができる原因となっていました。
- ・市町村に財源を保障しても、学童保育に使われる保障はありません。

「住民がそういう首長や議員を選ぶのが悪い」「政策優先順位を高めさせれば良い」と言われるが、選挙の公約には「子育て支援を充実します」という抽象的なもので判断材料がありません。働きながら子育てしている世代に「そんな首長を選んだのみなさんが悪い」とは言えないのではないか。

- ・学童保育と類似の「放課後の児童対策」を「一体的」「代わりに」実施することも、「市町村の自由裁量」となる危険があります。川崎市・品川区は、保護者の反対を押し切って学童保育を廃止（類似事業への統合）しました。横浜市・名古屋市・大阪市などは、学童保育の整備に消極的で、「全児童対策事業」の推進を優先しています。それも「市町村の自由裁量」で済ませて良いのでしょうか。

② 学童保育をどのような制度として構築するのか、明確な方向が示されていないことに対する危惧

- ・「小1の壁」「小4の壁」「保育時間の延長」なども含めて「制度の見直し」の具体的な内容が明らかになっていません。
- ・「子ども・子育てビジョン」で数値目標は出されていますが、「質の向上」についての具体策は明らかになっていません。
 - 国の「放課後児童クラブガイドライン」は、内容的に不十分な点が多くあります。特に、指導員に関する課題（職員配置、勤務体制、勤務時間、資格、研修など）についてはほとんどふれられていません。
 - 厚生労働省は「指導員の処遇改善は必要」だと言われていますが、指導員の望ましい配置基準、勤務体制の拡充については言及されていません。また、指導員に対する資格制度を整備しなければ、学童保育の量的拡大と質的拡充を図るのはたいへん難しいことです。

③ 学童保育が「安定性・継続性・信頼性」を持って運営できなくなるのではないかという危惧

- ・子どものための施設である学童保育には、「安定性・継続性・信頼性」が必要です。
- ・利用家庭に補助する方式は、運営の安定性を欠く方法であり、少なくない学童保育が閉鎖に追い込まれる危険があります（利用数の変動が運営に大きく影響を与えます）。
- ・「安定性・継続性・信頼性」は、指導員の継続的勤務と信頼構築で担保されます。
- ・運営主体が変わりやすい制度（民間企業の撤退、指定期間が決められている指定管理者制度など）では、「安定性・継続性・信頼性」の保障は望めません。

全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）でつくっている学童保育の当事者団体です（1967年発足）。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト・学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、37都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

＜主な活動＞

◆全国学童保育指導員学校の開催（2010年度予定）

会場	日程	開催地	会場ほか	前年受講者数
北海道会場	6月6日（日）	北海道	札幌市・かでる2.7	300人
西日本・兵庫会場	6月6日（日）	兵庫県	姫路市市民会館	780人
西日本・愛知会場	6月13日（日）	愛知県	名古屋市	750人
南関東会場	6月20日（日）	神奈川県	横浜市・関東学院大学	796人
四国会場	7月4日（日）	香川県	高松市・高松テルサ	458人
北関東会場	7月11日（日）	埼玉県	埼玉県上尾市	847人
九州会場	9月26日（日）	福岡県	福岡県春日市	1006人
東北会場	10月10日（日）	宮城県	仙台市	498人

◆第45回全国学童保育研究集会の開催（千葉県）＊2009年の第44回は滋賀県で開催4619人参加

2010年10月30日（土）～31日（日）千葉県幕張メッセ・千葉大学（4500人規模）

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者4万7000人）

◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新は2007年）③指導員の実態調査（最新調査は2005年実施）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 ＜最近の刊行物＞

2003年…『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報 2003-2004』

2004年…『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き（2004年版）』

2005年…『安全・安心な学童保育を一大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う（実践記録集第5集）』『学童保育情報 2005-2006』

2006年…『学童保育ハンドブック』（幼稚園）『学童保育と放課後子どもプラン』『学童保育情報 2006-2007』『大規模学童保育 分離の手引き』『学童保育指導員の現状・仕事・願い』

2007年…『よくわかる放課後子どもプラン』（幼稚園）『2007年 実態調査のまとめ』『連絡協議会ハンドブック』『学童保育情報 2007-2008』

2008年…『指定管理者制度は学童保育になじまない』『学童保育情報 2008-2009』『学童保育の拡充を求める1万2000人の声』『学童保育の新設・分割の手引き』

2009年…『学童保育情報 2009-2010』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。